

| 請 願 文 書 表 | |
|--|--------------|
| 番号 3-1 | 受付 令和3年8月12日 |
| 件名 義務教育に係る国による財源確保、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保障に関する請願書 | |
| 紹介議員 佐藤 正紀 | |

1. 請願の趣旨

(1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。

(2) 小学校の35人以下学級を計画的に進め、中学校での35人以下学級を早急に策定すること。また、30人以下学級の実現に向けて検討すること。

(3) 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、業務をアシスタントするためのスクールサポートスタッフを全校配置すること。

(4) 子どもたちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

2. 請願の理由

国は、全ての国民が持つ教育を受ける権利を保障する立場にあります。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要があります。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が2025年度までに段階的に35人に引き下げられます。少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校にとどまることなく実現を求めていくことが必要です。さらに、きめ細やかな指導を行うために、今後は30人以下学級の実現が不可欠です。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症が子どもの心へ与えている影響は大きく、「いらいらしている様子が増えた」「部活や行事などの活動に意欲が湧かない様子が見られる」「『夜に理由もなく泣くようになった』と保護者から相談を受けた」など、現場教職員からの声が届いています。教職員には今まで以上に、一人一人の心に寄り添った対応が求められています。一方、消毒作業

をはじめとする日々の感染症対策は、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保を困難なものにしています。加えて、T・Tや少人数授業のために配置されていた教員の加配の一部が、今年度35人以下学級を実現するための定数として使われており、実質的に学校現場の教職員の配置は増加したとは言えない状況があります。

子どもの心のケアや様々な教育課題への対応等のためには、さらなる加配教員の充実や、業務をアシスタントするためのスクールサポートスタッフの全校配置、そして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの全校配置が必要です。

以上の観点から、2022年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

| 陳 情 文 書 表 | |
|------------------------|--------------|
| 番号 3-9 | 受付 令和3年8月17日 |
| 件名 訴訟事件の取扱いについての陳情書 | |

【陳情の趣旨】

大和市においては、大和市が当事者及び関係者となる全ての訴訟事件の情報に関しては、『広報やまと』並びに『やまとニュース』に掲載していただきたい。

【陳情の理由】

大和市では『広報やまと』並びに『やまとニュース』（総称して、以下「本件刊行物」という。）を市民に配布等するところ、その記事（掲載内容）については、大和市が当事者及び関係者となる訴訟事件の結果等が全く掲載されていないのである。しかしながら、大和市を当事者等とする訴訟事件の経緯ないし結果とは、大和市の財務会計はもとより、大和市の行政事務の状況を把握でき得る情報であることから、当然に、市民が知るべき行政情報なのである。例えば、地方自治法242条1項所定の『住民監査請求』の結果は、大和市のホームページに掲載（ただし、当該情報についても、パソコン等を所有し、かつ、インターネットの環境になければ閲覧でき得ないのである。）されること、当該監査の結果に対する不服申立て（救済措置）となる同法242条の2第1項所定の『住民訴訟』の結果たる判決内容に対しては、全く知るすべがないのが現状なのである。そして、本件刊行物のうち『やまとニュース』は市内全世帯に配布され、他方、『広報やまと』は市内自治会を介し、自治会員に個別配布され、あるいは、駅、市施設等に設置する棚より自由に入手でき得る方法により配布されていることから、本件刊行物は、現状、最も容易、かつ、確実な情報提供手段なのである。すなわち、上記のごとく、大和市のホームページに掲載する場合には、インターネット環境にあるパソコン等を所有していなければ閲覧でき得ないところ、本件刊行物に掲載すれば、必ずと言っていい程度に、市内世帯の配布されることによって、パソコンを利用しない高齢者においても大和市の訴訟事件の概要を認識でき得るというものなのである。なお、大和市における全ての訴訟事件とは、今般、大和市長大木哲（以下「大木市長」という。）が個人において、任期途中で辞職した元副市長金子勝を相手方被告として提起した個人の民事訴訟（横浜地方裁判所令和3年（ワ）第2232号事件）であっても、その争点が、大木市長が市長の立場において行った現職の大和市職員に対するパワーハラスメントである場合を包含するものである。

以上